



令和6年分 所得税と市・県民税の申告はお早めに!



☎ 税務課 市民税係 ☎0952-75-2126 佐賀税務署 ☎0952-32-7511

所得税と市・県民税の申告相談会を開催します。所得などの申告情報は、市・県民税の課税資料だけではなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定、所得証明書などを交付するために必要な資料となります。所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に加算税・延滞税などが課される場合があります。



【国税庁 確定申告書等 作成コーナー】

◎お知らせ

■確定申告会場

会場	期間	受付時間	連絡先
多久市役所 大会議室東（4階）	2月17日(月)～3月17日(月)	平日9時～16時 ※3月2日(日)は受け付けます	☎0952-75-2126 (税務課市民税係)

市役所では、主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。青色申告、土地・建物、株の売却などの申告相談は、佐賀税務署が開設する確定申告会場（メートプラザ佐賀）で行ってください。

会場	期間	受付時間	連絡先
メートプラザ佐賀	2月17日(月)～3月17日(月)	平日9時～16時 ※3月2日(日)は受け付けます	☎0952-32-7511 (佐賀税務署)

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は当日、会場で配付されますが、配付状況に応じて、受付時間よりも早めに終了し、後日の来場をお願いすることがあります。申告期間終了近くに多くの方が来場された場合、期限内に申告できないことがありますので、なるべく早めに来場してください。なお、入場整理券は、LINEアプリでの事前発行（来場希望日の10日前から2日前まで可）もできます。LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。



【国税庁
LINE公式アカウント】

■所得税の還付申告は1月6日(月)から手続きできます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用して、ご自宅などからスマホやパソコンで申告することができます。

※還付申告は、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けることで、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。申告期間になると、混雑することも予想されますので、早めに申告してください

税理士による申告相談窓口を開設します

相談受付内容：青色申告、土地・建物、株式譲渡等の分離申告、住宅ローン控除（初年度）、消費税申告など、多久市役所会場では受付できない内容

会場	期間	時間
多久市役所 大会議室東（4階）	2月17日(月)～ 3月7日(金)	平日9時～16時

※相談の事前予約は受け付けていません。相談が必要な人は、当日に申告相談窓口にお申し出ください
※申告書を作成するものではありません

郵送による確定申告書の送付先が佐賀税務署から変更になりました

郵送により申告書を提出される人の送付先は次のとおりです。

〒816-8616
福岡県春日市春日公園6丁目
1番地6
福岡国税局業務センター春日分室